

# 山形県農林水産部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、山形県農林水産部が所掌する建設工事に係る総合評価落札方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価落札方式 価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 標準型 総合評価落札方式において、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能、環境配慮及び安全対策等の視点から技術提案等を求め評価を行う形式をいう。
- (3) 簡易Ⅰ型 総合評価落札方式において、技術的課題への対応について施工計画や品質管理等を求め入札参加者の施工実績や工事成績評定点等と合わせて評価を行う形式をいう。
- (4) 簡易Ⅱ型 総合評価落札方式において、入札参加者の施工実績や工事成績評定点等により評価を行う形式をいう。
- (5) 簡易型 簡易Ⅰ型と簡易Ⅱ型を総称する場合、簡易型という。
- (6) 地域雇用促進型 農業農村整備工事において、農家を雇用することにより工事の品質確保や向上が期待できる工事を対象としての「農家雇用計画」を評価項目とするもの、または40歳未満の若手技術者を現場に配置し、農業農村整備工事に精通した技術者を育成する「若手技術者配置計画」を評価項目とするものどちらか選択することをいい、簡易型に組み込むことができる。

## (工事の選定)

第3条 総合評価落札方式の対象工事は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1千万円以上の工事で、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月21日山形県訓令第49号）第4条の規定による工事請負の支出負担行為に関する専決者（以下「契約担当者」という。）が必要と認めた次の各号に該当する工事とする。

- (1) 標準型の対象工事は、技術的工夫の余地の大きい工事で、技術的課題があり特別な施工技術を要する以下の一に該当する工事とする。
  - ア 入札参加者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持管理費等を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコ

ストに相当程度の差異が生ずると認められる工事

イ 入札参加者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

ウ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札参加者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

(2) 簡易Ⅰ型は、技術的工夫の余地の小さい一般的な工事のうち、技術的課題はあるが特別な施工技術を要しないと認められる工事とする。

(3) 簡易Ⅱ型は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事のうち、技術的課題が特になく認められる工事とする。

2 前項各号の総合評価落札方式の対象工事は、原則として、総合評価における施工上の技術的課題チェックシート（別紙1）により分類するものとする。

（学識経験者の意見の聴取）

第4条 契約担当者は、標準型及び簡易Ⅰ型における落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

また、当該意見聴取において、併せて、当該落札決定基準に基づいて落札者を決定しようとする時に改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 簡易Ⅱ型については下記によることとする。

(1) 農林水産部担当課が総合評価落札方式の制度の説明を行い、それに対する意見を聴取する。

(2) 個々の工事事案については、四半期ごとの対象工事選定時及び落札者決定時において、契約担当者が関係資料の送付による報告を行う。

（落札者決定基準の決定）

第5条 落札者決定基準については、契約担当者が所管する「VE審査会」（以下「VE審査会」という。）で決定するものとする。

（入札の公告）

第6条 契約担当者は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告に、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 当該工事が総合評価落札方式の対象工事であること。

(2) 総合評価を行う事由。

(3) 総合評価の方法に関する事。

(4) 入札参加資格の欠格に関する事。

(5) 落札者の決定方法に関する事。

(6) 地域雇用促進型を適用する場合は、「農家雇用計画書」並びに「若手技術者

配置計画書」の提出を求める旨を明示する。

- 2 標準型、簡易Ⅰ型及び簡易Ⅱ型に係る標準公告例及び標準入札説明例は、別に定める。

(技術提案を求める範囲)

第7条 発注者は、入札参加資格確認申請に併せて、標準型にあつてはV E 提案書及び技術資料の提出を、簡易Ⅰ型及び簡易Ⅱ型にあつては技術資料の提出を求めるものとする。

- 2 標準型において技術提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、総合評価落札方式による評価方法によって県に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発等を積極的に活用することが適切と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。
- 3 技術提案については、当該工事の目的及び内容に応じ、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定するものとするが、当該工事に係る契約期間内に、その評価した性能等が確認できるものに限るものとする。

(技術提案等の審査)

第8条 入札参加希望者から提出されたV E 提案書及び技術資料の審査は、V E 審査会において行うものとする。ただし、技術資料の審査については、評価の対象項目に対応する施工計画や品質管理に係る技術的な所見（以下「技術的所見」）に関するものに限る。

- 2 当該工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、標準型又は簡易Ⅰ型に係る前項の審査を行う場合は、必要に応じて入札参加希望者に対して、あらかじめ、ヒアリングを実施するものとする。
- 3 V E 審査書の審査にあたっては、性能等の確保、施工の確実性・安全性及び標準案と比較した経済性並びに目的物への影響等の評価を行い、V E 提案書の採否及び入札参加希望者の技術力の評価値（以下「加算点」という。）を決定するものとする。
- 4 前項のV E 提案書の採否については、一般競争入札（条件付）参加資格確認結果通知書（別記様式1）により、その旨及びその理由を通知するものとする。
- 5 技術的所見の審査にあたっては、与条件との整合性、理解度、対応方針の裏付け等を評価して採否及び加算点を決定するものとする。
- 6 入札参加希望者及び配置予定技術者の技術的能力並びに地域貢献活動の実績等の評価について疑義が生じた場合は、V E 審査会において審査を行うものとする。

(総合評価落札方式に対する質問)

第9条 入札の公告の日以降、入札参加希望者から任意の書面により当該総合評価落札方式に関する質問がなされた場合には、所管課長は、すみやかに回答書を作成し、閲覧に供するものとする。

(入札の実施)

- 第10条 標準型における入札の実施において、第8条第4項によりVE提案を採用された入札参加者は、当該提案に基づき入札に参加できるものとし、VE提案が採用されなかった入札参加者は、標準案に基づき入札に参加することができるものとする。
- 2 簡易I型における入札の実施において、入札参加者は、提出した技術的所見に基づき入札に参加することができるものとする。

(総合評価の方法)

- 第11条 総合評価は、入札参加者から提出されたVE提案書及び技術資料と入札価格に基づき、原則、除算方式(価格以外の要素を数値化した技術評価点を価格で除して、評価値を算出する。)により評価値を求めるものとする。

(落札者の決定)

- 第12条 総合評価落札方式における落札者は、次に掲げる要件のうち必要なものを満たす者で、かつ、前条の評価値が最も高い者とする。
- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
  - (2) VE提案書又は技術的所見(「VE提案書等」という。)を、VE提案書等に対して要求する要件を全て満たしていること。
  - (3) 除算方式における評価値が、基準評価値(標準値を、予定価格で除した数値)を下回っていないこと。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 3 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額の公表は、入札結果(別記様式2)により行うものとする。

(責任の所在等)

- 第13条 発注者がVE提案書を適正と認めることにより、当該VE提案書に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書及び契約図書に記載するものとする。
- 2 発注者は、VE提案書・技術資料内容履行確認書(別紙2)によりVE提案書等の履行を確認することとし、履行がされなかった場合は、工事成績の減点や契約金額の減額を行うものとする。
- 3 前項の履行がされなかった場合の措置の決定は、VE審査会が行うものとする。

(VE提案内容の取扱い)

- 第14条 VE提案書等の内容が一般的に使用されている状態となった場合は、県は提案者に通知することなく県が発注する工事に、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(評価値に係る説明要求)

- 第15条 簡易II型の入札参加者は、入札結果に示された自身の評価値に係る説明を落

札者の決定の日から起算して4日以内（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に求めることができるものとする。

- 2 所管課長は、前項の求めについて、説明要求を受理した日の翌日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に、評価値に係る説明書（別記様式3）により回答するものとする。

（提案書類の作成費用）

第16条 VE提案書等の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

（その他）

第17条 この要綱に定めのない事項については、「山形県建設工事一般競争入札（条件付）実施要綱」及び「山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン」の関係規定の定めによるものとする。また、これにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年5月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成27年2月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。